

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太田市長 清水 聖義

市町村名 (市町村コード)	太田市 (205)	
地域名 (地域内農業集落名)	休泊地区 【沖之郷町・茂木町・下小林町】 (下小林町、茂木町、沖之郷町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月27日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では幹線道路沿いに区画整理された一団の優良農地が広がっており太田市内でも有数の米麦の生産地になっている。しかし一部の水路等においては老朽化が進んでいるため、取水や排水に支障が生じている。

また当地区では農用地利用調整組合が活動しているため、他の地区に比べて流動的に農地利用の調整が図られているが、相続により土地を取得した地権者の場合は遠方に居住している事もあるため、賃借の合意形成を行うことが非常に困難になっている。

現在は農用地利用調整組合の活動により耕作放棄地等の発生が抑制されているが、組合員を含む地域全体の高齢化によりコミュニティーの弱体化が懸念される。地域のコミュニティーの弱体化は農地の貸し借りを実施する際の合意形成が困難になる事や、自己所有農地の維持管理が困難になり、農地が荒廃してしまうため、対策が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地中間管理機構や農用地利用調整組合また行政や農業委員会等の多様な関係機関が協力する事で既存の農地の集積・集約・大区画化を目指す。また地域のコミュニティー弱体化による農業への悪影響を緩和するために新規就農者の受入・育成を図り、農業法人の参入についても地域で検討を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	169 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	169 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。また農用地利用調整組合の活動を通して耕作放棄地の発生を抑制し、農地が流動的に利用されるように努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を斟酌したなかで段階的に集積・集約し、大区画化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、老朽化した水路等の更新を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携したなかで地域内後継者や新規就農者の確保・育成、他地域からの農業者の受け入れ等、多様な経営体の募集を促進する。新たに地域で活動する次世代の農業者に対して農地利用調整組合に加入を推奨し、地域の農業コミュニティの活性化を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じてJA等の農業支援サービス事業を利用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--